

宇情審答申第16号
平成18年2月9日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市情報公開審査会
会長 錦織 成史

宇治市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成17年5月10日付け、17宇政策第27号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

「事務事業の見直し調査に関する公文書」について、公文書非公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

第1 結論

宇治市長（以下「実施機関」という。）は、非公開とした文書を公開すべきである。

第2 異議申立ての経過

1 公文書公開請求書の提出およびその受理

平成17年4月6日、異議申立人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、実施機関に対し別紙を請求内容とする公文書公開請求書を提出した。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 実施機関の請求に係る文書の特定

実施機関は、請求に係る公文書を次のとおり特定した。

- (1) 第2次定員管理計画策定に向けた調査の中間報告と今後の進め方について（以下「文書①」という。）
- (2) ゼロからの見直しシートの中間報告と検証のお願い（以下「文書②」という。）
- (3) 第2次定員管理計画策定に向けた調査の中間報告と追加検証のお願い（以下「文書③」という。）
- (4) 所属課別 計画推進室判定区分別 事業数（以下「文書④」という。）
- (5) ゼロからの見直し事務事業一覧（以下「文書⑤」という。）
- (6) ゼロからの見直しまとめシート（以下「文書⑥」という。）
- (7) ゼロからの見直しシート（以下「文書⑦」という。）
- (8) ゼロからの見直しシートの中間報告に基づく追加検証点検表（以下「文書⑧」という。）
- (9) 定員管理計画の内容（平成17年2月10日、庁議資料）（以下「文書⑨」という。）
- (10) 第2次「宇治市職員定員管理計画」策定に向けた説明会の開催について（平成16年7月6日）
- (11) 第2次定員管理計画策定に向けた調査について
- (12) 宇治市庁議提案書（一般用）（平成16年10月12日、平成17年2月3日、平成17年2月14日）
- (13) 庁議決定通知書（平成16年10月20日、平成17年2月14日、平成17年2月16日）
- (14) 第2次宇治市職員定員管理計画（案）（平成17年2月10日、庁議議案）
- (15) 指定管理者制度導入のための指針（案）（平成17年2月10日、庁議議案）
- (16) 指定管理者制度導入のための指針（案）（平成17年2月15日、庁議議案）
- (17) 民間活力活用推進の指針（案）（平成17年2月10日、庁議資料）

3 請求に係る文書の公開決定等

平成17年4月20日、実施機関は、上記2(10)から(17)までの文書については、条例第11条第1項の規定による公文書公開決定を行い、文書①から⑨までの文書（以下「非公開文書」という。）については、条例第6条第4号および第5号該当を理由として、条例第11条第2項の規定による公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に通知した。

4 異議の申立て

平成17年4月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

5 審査会への諮問

平成17年5月10日、実施機関は、条例第17条第1項の規定により、宇治市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件異議申立てに対する決定について諮問した。

6 非公開決定の一部取消しおよび公文書公開決定

平成17年8月4日、実施機関は本件処分のうち文書①および③の非公開決定を取り消して公文書公開決定を行い、同日、異議申立人に通知した。したがって、現在も非公開決定が維持されている公文書は、文書②、④、⑤、⑥、⑦、⑧および⑨（以下「本件文書」という。）である。

第3 異議申立ての趣旨

1 申立ての趣旨

本件処分を取り消し、非公開文書の公開を求める。

2 主張

異議申立人が異議申立書、意見書および口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

(1) 本件の公開請求の説明

実施機関は、市が行う事務事業の見直しを行い、事務事業総数1,574件のうち、行政が実施主体とならなければならない事務事業が113件、行政が必ずしも実施主体とならなくてもいい事務事業が1,461件であると、「第2次宇治市職員定員管理計画」（以下「定員管理計画」という。）および「宇治市民間活力活用推進の指針」（以下「民間活力指針」という。）の中で明らかにしている。本件の公開請求は、当該見直し調査の結果の公開請求を行ったものである。

各事務事業について行政が実施主体となるべきか否かは、市民的な議論により決定すべきであるから、当該事務事業の見直しの結果は市民に公表すべきである。

(2) 条例第6条第4号該当性

ア 実施機関は、事務事業の見直し調査の結果は、意思形成が終了する前の審議又は検討に関する情報である旨主張しているが、定員管理計画、民間活力指針とい

う確定した計画のバックデータとなったものであるから、意思形成過程の未成熟な情報ではない。

また、実施機関は、行政が必ずしも実施主体とならなくてもいい事務事業として掲げられた1, 461事業の全てが民間委託等の対象であるという誤解を市民等に与えるおそれがある旨主張しているが、その全てが民間委託等の対象になり得ないことは当然で、誤解は与えない。ましてや、意図的に事務事業の廃止や民間委託等を宣伝される可能性があるとの主張については、異議申立人があたかも内容を歪めて宣伝するかのよう言い分であり、公開請求を真摯に受け止める態度とは言えず、条例の目的にある市の「説明する責務」を放棄するものである。

イ 実施機関は、調査対象となった1, 574件の事務事業数は、1つの事務事業として計算するための基準が統一されていない未成熟な情報である旨主張しているが、これが事実であるならば、1, 574件、113件、1, 461件の数値も不確定なものであることになるから、この数値そのものを公表すべきではない。実施機関は誤解を与えるおそれがないからこそ公表したはずであり、公表できるまでに整理された情報であるから、事業名等も当然市民に公開すべきである。

また、実施機関がこれらの数値を公表したことにより、「市直営が必要な事業は1割以下」等と報道されたが、実施機関はこのような世論誘導を目的に公表したということになり、そのことこそが誤りである。

ウ 全てが条例第6条第4号に該当するのならば、1, 574件、113件、1, 461件の件数を記載すること自体が問題である。定員管理計画および民間活力指針の中でも、これらの件数が未成熟な情報であるとの留保もされていない。件数が公表されている以上、未成熟ではない情報もあるはずだから、実施機関は条例第6条第4号に該当する部分だけを非公開にすればよい。全てを非公開とするのは、条例の解釈を故意に歪めたものと言わざるを得ない。

(3) 条例第6条第5号該当性

ア 実施機関は、事務事業の見直し調査は各職場の討議を経ず所属長の判断で行ったため、非公開文書を公開すると職場内が混乱し、信頼関係や意思疎通が損なわれることにより、事務事業の適正な遂行に支障が生じる旨主張しているが、これは市内部の問題に過ぎない。また、事務事業の見直し調査結果は、事務事業の現状を分析したものに過ぎないから、公開しても実施機関が主張する支障は生じない。

さらには、このような行政運営は、組織の運営としても問題がある。市民や職員にも明らかにできない資料をもとに定員管理計画や民間活力指針を策定し、公表することこそ問題である。

イ 実施機関は、非公開文書は労使交渉のたたき台とするだけの整理を行っていない段階のものであるから、これを公開すると、予防的な反対運動等による混乱と圧力により、実施機関の公正かつ円滑な人事の確保に支障が生じるおそれがある

旨主張しているが、労使交渉によって提案内容が撤回・変更される可能性があることは当然である。

実施機関は意思決定をして定員管理計画および民間活力指針を策定・公表したわけだから、当然その内容も明らかにすべきである。

(4) その他

ア 実施機関は、異議申立人の公開請求の趣旨を理解していないと思われる。異議申立人が公開請求しているのは1, 574件、113件、1, 461件の事務事業の名称および詳細が記録された公文書であって、個別の事務事業の廃止、民間委託等の方針を定めたものではない。したがって、個別の事務事業に対して市民や関係者の間に廃止、民間委託等されるという誤解を与え、実施機関に対して抗議行動等が行われるおそれがあるとの実施機関の主張は当てはまらない。

イ 市は、審査会の「説明する責務についても、新たに条例に明記することが適当である。」との意見を踏まえて、平成17年4月1日付けで条例を改正した。こうした条例の目的からも、市は積極的に公文書を公開すべきである。

ウ 実施機関は、当初非公開決定を行った9件の公文書のうち、文書①および③の2件の公文書を公開した。もし異議申立てをしていなかったならば、再検討されることもなく、永遠に非公開とされていたに違いない。このような実施機関の対応は、極めて杜撰で不誠実であると言わざるを得ない。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

1 実施機関が理由説明書および実施機関の職員の口頭説明において述べているところを総合すると、概ね次のとおりである。

2 文書①および③について

実施機関は、非公開文書の非公開情報該当性について、再度慎重に検討した結果、文書①および③については非公開情報に該当しないとの判断に至ったため、本件処分のうち文書①および③の非公開決定を取り消して、公文書公開決定を行った。

3 本件文書に係る説明

本件文書は、実施機関が定員管理計画、民間活力指針等を策定するにあたって実施した一連の調査に関する文書である。調査の内容は以下のとおりである。

(1) ゼロからの見直し調査

宇治市が行う全ての事務事業（1, 574事業）をゼロから見直して、行政が実施主体とならなければならない事務事業であるかどうかを再検討したものである。その結果、行政が実施主体とならなければならない事務事業は113事業、行政が必ずしも実施主体とならなくてもいい事務事業は1, 461事業とされた。

(2) 追加検証調査

定員管理計画における職員削減目標を策定するために、ゼロからの見直し調査の結果、特にアウトソーシング等の可能性が高いと考えられる事務事業を対象にして

実施されたものである。人員削減の可能性のあるものを幅広く抽出したところ総人員の約10%の削減が可能であるという方針を導き出した。その結果、平成23年度までの職員の削減目標は140人とされた。

4 条例第6条第4号該当性について

(1) 文書②、④、⑤、⑥および⑦について

ア 文書②、④、⑤、⑥および⑦はゼロからの見直し調査に関する文書であるが、当該調査の結果は今後の事務事業の民間委託等を検討する上での基礎資料となるものであり、意思形成前の審議又は検討に関する情報である。

行政が必ずしも実施主体とならなくてもいい事務事業として掲げられた1,461事業のうち、実際にどの事務事業が民間委託等の対象となるのかは今後の検討課題であるが、文書②、④、⑤、⑥および⑦を公開すると、1,461事業の全てが民間委託等の対象であるという誤解を与えるおそれがある。また、場合によっては、意図的に、特定の事務事業名を列挙した上で、当該事務事業の民間委託や廃止が確定的に宣伝されるおそれがあり、この結果市民等の間に無用の混乱を生じさせ、実施機関の公正な意思形成に著しい支障が生じるおそれがある。

イ ゼロからの見直し調査の対象となった1,574件の事務事業は、各所属長から提出された事務事業の数をそのまま計算したものであり、1つの事務事業として計算するための基準が統一されていない。ある課では1事業として計算しているものが別の課では複数に分けて計算している場合もある。このように事務事業の区分は、今後の慎重な検討を必要とする未成熟な情報であるため、公開すると、市民等に誤解を与え、実施機関の公正な意思形成に著しい支障が生じるおそれがある。

(2) 文書⑧および⑨について

文書⑧および⑨は追加検証調査に係る文書であるが、この調査は試算的なものに過ぎない。削減目標である140人は確定したものであるが、その内容は確定されたものではなく、今後の定員管理計画の内容を具体化する検討（以下「計画の具体化」という。）を経て、①どの事務事業から、②どのような方法で、③いつ、④何人削減するか、を決定する。文書⑧および⑨に記録された情報は、現時点では市民的な議論を行うに足るほどの成熟性は有しておらず、意思形成が行われる前の審議又は検討に関する情報である。

文書⑧および⑨を公開すると、削減の対象となる事務事業の名称や削減人数等が明らかになるため、変更される可能性があるものであるにもかかわらず、確定したものとの誤解を与え、実施機関に問い合わせや抗議が行われるおそれがある。また、実際には民間委託されない事務事業に対して民間委託の反対運動が行われる等の無用の混乱を生じさせるおそれがある。さらには、過去の例からもピラ配布等の反対運動が行われる可能性が高いが、運動の対象となった事務事業について、冷静かつ客観的な分析を行うことが困難になり、また運動の対象となった事務事業とそうで

ない事務事業との間で、優先順位を付ける上での不公平が生じる。変更の可能性がある旨の説明を付け加えて公開したとしても、文書に記録されている情報だけが一人歩きする可能性が高い。

このように、反対運動が圧力になり、計画の具体化や職員団体との交渉等において、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれ、ひいては、実施機関の公正な意思形成に著しい支障が生じるおそれがある。

なお、計画の具体化が成ったときは、当該計画の内容を公表することとしており、この段階で市民や各種団体との議論、交渉を行うため、意思決定に対する市民や関係団体の参加の方法は確保されている。

(3) 以上より、本件文書に記録された情報は条例第6条第4号に該当する情報であると判断した。

5 条例第6条第5号該当性について

(1) ゼロからの見直し調査および追加検証調査は、いずれも各職場の討議を経ずに各所属長の判断で回答したため、行政が必ずしも実施主体とならなくてもいい事務事業や定員削減の対象とされた事務事業の名称を公開すると、各職場の職員の反発や抵抗等により職場内に混乱を生じさせる。そうすると、当該事務事業および当該職場の他の事務事業の適正な遂行にも支障が生じるおそれがある。

また、本件文書は、労使交渉の議題とするための精査を経ておらず、特に文書⑧および⑨に記録された情報については、変更の可能性があるものである。これを労使交渉が行われる前に公開すると、削減対象となる事務事業に従事している者やその関係者に予断や憶測を与え、本来労使交渉で議論すべき事項であるにもかかわらず、予防的な反対運動や抗議が行われる等各職場に混乱を生じさせることになる。また、民間委託等の対象となる事務事業に従事している者や、定員の削減の対象となる事務事業に従事している者が、各所属長に圧力をかけること等により、実施機関の公正かつ円滑な人事の確保に支障が生じるおそれがある。

また、このように職場が混乱している状態では冷静な労使交渉を維持することが不可能になるが、人員削減のような重要事項は労使交渉を経ずに実施することは困難であるため、実施機関の公正かつ円滑な人事の確保に支障が生じるおそれがある。

(2) 以上より、本件文書に記録されている情報は、条例第6条第5号に該当する情報であると判断した。

第5 本件文書について

1 本件文書は、実施機関が定員管理計画、民間活力指針等を策定するに当たって実施した、ゼロからの見直し調査および追加検証調査に関する文書である。

2 本件文書の構成は以下のとおりである。

(1) 文書②（ゼロからの見直しシートの中間報告と検証のお願い）

平成16年10月19日の庁議資料として作成されたものであり、ゼロからの見

直し調査結果の総括および今後の予定について記述されたものである。ゼロからの見直し調査の中間報告の表、指定管理者導入日程（案）等が添付されている。

(2) 文書④（所属課別 計画推進室判定区分別 事業数）

ゼロからの見直し調査の結果を取りまとめた一覧表であり、各課・室ごとの事務事業の数を、10の区分（行政が実施主体とならなければならない事務事業をさらに4区分し、行政が必ずしも実施主体とならなくてもいい事務事業をさらに6区分したもの。）に分けて記録したものである。

(3) 文書⑤（ゼロからの見直し事務事業一覧）

ゼロからの見直し調査の結果を取りまとめた一覧表である。担当課、事務事業名、事務分掌、原課によるチェック、計画推進室によるチェック、アウトソーシング等の可能性（廃止・休止・事務統合・委託その他の方法）、現体制と見直し後の体制等の情報が記録されたものである。

(4) 文書⑥（ゼロからの見直しまとめシート）

ゼロからの見直し調査における各課・室からの回答文書である。各課ごとに1部ずつ作成されたものであり、係名、事務分掌、予算化された事務事業、事業費、職員体制（職員・嘱託職員・臨時職員の人数、従事月数、積算および雇用理由）等の情報が記録されている。

(5) 文書⑦（ゼロからの見直しシート）

ゼロからの見直し調査における各課・室からの回答文書である。事務事業ごとに1部ずつ作成されたものであり、事業コード、事務事業名、施策コード、構成事務事業名、事務事業の目的・効果・概要、事務事業の必要性、事務事業の終期設定の有無、その他各事務事業の評価（行政が直接行うべき事務事業か否か、その理由、実施体制等）に関する情報が記録されている。

(6) 文書⑧（ゼロからの見直しシートの中間報告に基づく追加検証点検表）

追加検証調査における各課・室からの回答文書である。調査対象となった事務事業ごとに1部ずつ作成されたものであり、課名、事務事業名、事務事業の区分、可能なアウトソーシング等の主な方法、事務事業に従事している職員数、嘱託・臨時職員化の取組みについて、嘱託・臨時職員化ができる場合の考えられる実施年度等、アウトソーシングについての検証（デメリット面）、アウトソーシングに向けて平成17年・18年に取り組む作業内容、アウトソーシングにより考えられる正職員減員可能人数等の情報が記録されている。

(7) 文書⑨（定員管理計画の内容）

追加検証調査の結果を取りまとめた一覧表である。担当部課、事務事業名、現員体制、区分、職種、削減等の実施が可能な年度、評価、総括、経過等の情報が記録されている。

第6 判断

1 文書①および③について

文書①および③については、実施機関が非公開決定を取り消して公開決定を行い、既に当該文書が公開されたことが確認されているため、ここでは文書①および③が非公開情報に該当するか否かの判断は行わない。

2 条例第6条第4号該当性

(1) 条例第6条第4号は、本市等の内部又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、公正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのあるものを非公開とするものである。

(2) 文書②、④、⑤、⑥および⑦について

ア 実施機関は、文書②、④、⑤、⑥および⑦に記録されている情報は、事務事業の民間委託等を検討する上での基礎資料であり、最終的な意思決定前の情報であるため、これを公開すると、実施機関の公正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれがある旨主張している。

イ 本号の非公開情報は、公正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのある情報を非公開とするものであるから、審議、検討又は協議に関する情報であっても意思形成が終了した後においては、本号の非公開情報に該当することはない。また、複数の段階にわたって意思形成が積み重ねられる場合においては、最終的な意思形成が終了する前であったとしても、各段階の意思形成が終了した時点で当該意思形成までの情報については、本号の非公開情報に該当することはないと考えるべきである。

これを、文書②、④、⑤、⑥および⑦について検討すると、ゼロからの見直し調査は既に終了しており、実施機関がその結果の一部を定員管理計画および民間活力指針の中で公表していることが認められる。そうである以上、調査の終了あるいは調査結果の公表により、実施機関の意思形成は一つの段階を終了したと考えるべきであり、特段の事情がない限り文書②、④、⑤、⑥および⑦は意思形成が終了する前のものであるとは言えない。

この点について、実施機関は、文書②、④、⑤、⑥および⑦は今後の事務事業の民間委託等を検討する上での基礎資料となるものであるため、最終的な意思形成前の文書である旨主張しているが、そうであるならば、今後どのような意思形成を予定していて、公開すると、当該意思形成にどのような支障が生ずるのかを、記録されている個別の情報について具体的に主張する必要がある。

しかし、実施機関はそのような主張をしていないため、文書②、④、⑤、⑥および⑦が意思形成前の文書であるという特段の事情を説明したとは言えず、よって、条例第6条第4号でいう「公正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれ」を明らかにしたとは言えない。

(3) 文書⑧および⑨について

ア 実施機関は、削減目標である140人は確定したものであるが、その内容は確定しておらず、変更の可能性がある情報であるため、文書⑧および⑨を公開すると、確定されたものという誤解を与え、又は反対運動が起こること等により、実施機関の公正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれがある旨主張している。

イ 上記(2)イで述べたとおり、複数の段階にわたって意思形成が積み重ねられる場合においては、最終的な意思形成が終了する前であったとしても、各段階の意思形成が終了した時点で当該意思形成までの情報については、本号の非公開情報に該当することはないと考えるべきである。

これを文書⑧および⑨について検討すると、追加検証調査は職員削減目標を定めるために実施された調査であること、追加検証調査は既に終了し、職員削減目標（140人）は定員管理計画の中で公表されたことが認められる。そうである以上、職員削減目標の策定あるいは削減目標人数の公表により、意思形成の一つの段階が終了したと考えるべきであり、特段の事情がない限り文書⑧および⑨は意思形成が終了する前のものであるとは言えない。

この点について、実施機関は、文書⑧および⑨を公開すると、計画の具体化という次の新しい意思形成に著しい支障が生じるおそれがある旨主張している。

たしかに、定員管理計画の記述からも、文書⑧および⑨に記録された内容が確定されたものではないこと、計画の具体化を経て職員削減の内容が確定されることが認められる。また、文書⑧および⑨には、事務事業ごとに廃止、民間委託等の方針、削減年度、削減人数等の情報が記録されていることから、これを公開すると、確定したものと誤解される等の実施機関の主張するような支障が発生する可能性を完全に否定することはできない。

しかしながら、実施機関は計画の具体化全体につき、公開すると誤解を生じる等の抽象的な支障を主張するのみで具体的な主張を行っていないため、実施機関は文書⑧および⑨が意思形成前のものであるという特段の事情を説明したとは言えず、よって、条例第6条第4号で言う「公正な意思形成に著しい支障を及ぼすおそれ」を明らかにしたとは言えない。

(4) 以上のことを総合的に判断すると、本件文書を公開したとしても、実施機関の主張するような意思形成の著しい支障が生ずるおそれがあるとは認められないから、本件文書は条例第6条第4号には該当しないと判断する。

3 条例第6条第5号該当性

(1) 条例第6条第5号は、本市等が行う事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開とするものである。

- (2) 実施機関は、ゼロからの見直し調査および追加検証調査は職場討議を経ずに各所属長のみ判断で回答したものであるため、本件文書を公開すると、各職場が混乱し、当該事務事業および他の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨主張している。また、本件文書に記録された情報は労使交渉の議題とするための精査を経ていないため、これを公開すると、職場の混乱や職員の抗議等による圧力、又は職員労働組合との信頼関係が損なわれることによる労使交渉の適正な遂行の支障により、実施機関の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある旨主張している。
- (3) ゼロからの見直し調査および追加検証調査の結果のうち全体的な数値については、既に公表されていることが認められるため、本件文書の公開により、新たに公開されることとなる情報は、個別の事務事業に対する評価や方針等の情報である。そうすると、実施機関が主張する事務事業の適正な遂行の支障とは、実施機関の事務事業の全体に対してではなく、個別の事務事業に対して生じるものと考えらるべきである。そうである以上、実施機関が本件文書の本号該当性を主張するためには、本件文書に記録されている個別の事務事業について、公開すると、その遂行にどのような支障が生じるのかを具体的に説明することが必要である。
- しかし、実施機関は、本件文書に記録されている個別の事務事業について、公開することによりどのような事情で職場が混乱するのかの説明を行っていない。また、人事管理の公正かつ円滑な遂行の支障についても、本件文書に記録されている個別の事務事業について、公開するとどのような事情で職員の抗議等を生み、職員労働組合との信頼関係が損なわれるのかの説明を行っていないため、実施機関は、条例第6条第5号でいう「事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」を明らかにしたとは言えない。
- (4) 以上のことを総合的に判断すると、本件文書を公開したとしても、実施機関の主張するような事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないから、本件文書は条例第6条第5号には該当しないと判断する。

第7 結語

以上より、結論のとおり答申する。

別紙

本件の公開請求に係る公文書の件名又は内容

1 請求する公文書の件名又は内容

(1) 事務事業の見直し結果について

① 「宇治市民間活力活用推進の指針」の7項の「1. 当面の民間活力活用の推進」の項に「現在実施している事務事業についてゼロからの視点で見直しを行った結果、事務事業の総数は1, 574件で、1人以上の職員で処理をしているものは275件であった。また、必ずしも行政が実施主体とならなくてもいい事務事業は、1, 461件で、1人以上の職員で処理しているものが255件であった」と記載があるが、その総数1, 574件の事務事業名と「必ずしも行政が実施主体とならなくてもいい事務事業は、1, 461件」の事務事業名の詳細。

② 「第2次宇治市定員管理計画」の14頁の「Ⅲ ゼロからの見直しの結果」の項の「・・・宇治市の事務事業の総数は1, 574件で、うち権力行為や秘密保持を必要とする事務事業など、行政が実施主体とならなければならない事務事業は113件で、必ずしも行政が全面的な実施主体とならなくてもいい事務事業は1, 461件であった・・・」と記載があるが、「権力行為や秘密保持を必要とする事務事業など、行政が実施主体とならなければならない事務事業」の113件の事務事業名の詳細。

(2) 事務事業の見直しについて所管課から原課に報告を求めた依頼書。

(3) 事務事業の見直しについて原課から所管課への報告書。

(4) 事務事業の見直しを協議した庁議の会議録、並びにその際に提出された関係書類。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成17年 5月10日	諮問書の受理
平成17年 5月30日	実施機関の理由説明書（1回目）の受理
平成17年 6月16日	異議申立人の意見書（1回目）の受理
平成17年 7月12日	審査会（第1回）
平成17年 8月 2日	審査会（第2回）
平成17年 8月 4日	原処分（公文書非公開決定）の一部取消しおよび公開決定
平成17年 8月10日	実施機関の理由説明書（2回目）の受理
平成17年 8月22日	異議申立人の意見書（2回目）の受理
平成17年 8月23日	審査会（第3回）
平成17年 9月26日	実施機関の理由説明書（3回目）の受理
平成17年 9月26日	審査会（第4回）
平成17年10月31日	審査会（第5回）
平成17年12月 5日	審査会（第6回）
平成18年 1月30日	審査会（第7回）
平成18年 2月 9日	答申